

指導者派遣事業実施要項

1 目的

ジュニア選手の活動場所である運動部やクラブへ、将来指導者としての活躍を希望する現役選手（トップアスリート）を派遣し、ジュニア選手の育成を図る。

2 事業主体

主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会

共 催 群馬県

後 援 群馬県教育委員会 群馬県高等学校体育連盟 群馬県中学校体育連盟

3 事業内容

現役選手を指導者として指定された運動部やクラブへ派遣し、一貫強化体制の構築を図るとともに、ジュニア層のタレントの発掘・育成及び指導者の技術向上につなげる。

(1) 指導者の配置

(2) 日常の強化練習での指導及び一貫強化体制の構築

(3) 競技団体及び学校体育団体との連携

4 選考方法

選考は、各競技団体から推薦された運動部・クラブとし、推薦書や実績等を審査のうえ、県スポーツ協会選手強化委員会で決定する。

5 委嘱期間

委嘱期間は1年間とする。但し、県スポーツ協会及び競技団体が任務の遂行に適さないと判断したときは、相互の協議のうえ委嘱期間中でも解職することができる。

6 活動期間・場所

(1) 原則として週3日以上とする。

但し、県スポーツ協会が認める強化合宿等の日数も含むものとする。

(2) 指定された競技（運動部・クラブ）の活動場所

7 活動報告

指導者は、3ヶ月ごとに活動報告書を提出するものとし、活動費は報告書の提出をもって支給するものとする。

8 経 費

(1) 予算の範囲内で群馬県スポーツ協会が負担する。

(2) 指導者の活動に要する経費等は、謝金に含まれるものとする。

9 その他

対象となる指導者は、スポーツ傷害保険に各自で加入する。